

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（金融商品に関する注記）</p> <p>第十五条の二 連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同項第三号中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第二項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。</p> <p>（デリバティブ取引に関する注記）</p> <p>第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物）をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日に</p>	<p>（金融商品に関する注記）</p> <p>第十五条の二 連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。</p> <p>（デリバティブ取引に関する注記）</p> <p>第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物）をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日に</p>

おける時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間連結決算日における時価を注記することができる。

〔3・4 略〕

(棚卸資産に関する注記)

第十七条の十七 連結財務諸表規則第十五条の二十七の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産について準用する。

(流動資産の区分表示)

第二十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

〔一〇四 略〕

おける時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

〔3・4 同上〕

〔条を加える。〕

(流動資産の区分表示)

第二十五条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

- 五 棚卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
- 六 その他
- 〔2・3 略〕

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

（単位：円）

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
棚卸資産	×××	×××
[略]		
固定資産		
[略]		
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××

- 五 たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
- 六 その他
- 〔2・3 同上〕

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

（単位：円）

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[同左]		
たな卸資産	×××	×××
[同左]		
固定資産		
[同左]		
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××

負債の部		
流動負債		
[略]		
固定負債		
[略]		
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
[略]		
その他の包括利益累計額		
[略]		
新株予約権	×××	×××
非支配株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)		
[略]		

様式第八号

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間
(自 年 月 日 (自 年 月 日

負債の部		
流動負債		
[同左]		
固定負債		
[同左]		
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
[同左]		
その他の包括利益累計額		
[同左]		
新株予約権	×××	×××
非支配株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)		
[同左]		

様式第八号

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間
(自 年 月 日 (自 年 月 日

至年月日) 至年月日)			至年月日) 至年月日)		
営業活動によるキャッシュ・フロー			営業活動によるキャッシュ・フロー		
ロー			ロー		
[略]			[同左]		
棚卸資産の増減額 (△は増加)	×××	×××	たな卸資産の増減額 (△は増加)	×××	×××
[略]			[同左]		
投資活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
[略]			[同左]		
財務活動によるキャッシュ・フロー			財務活動によるキャッシュ・フロー		
[略]			[同左]		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
[1. ~5. 略]			[1. ~5. 同左]		
備考 表中の [] の記載は注記による。					